

社債権者集会招集公告

2025 年 7 月 9 日

株式会社マクロミル

第 4 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

第 5 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

第 6 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）

第 8 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）

社債権者 各位

社債権者集会招集者

株式会社マクロミル

代表取締役社長 佐々木 徹

株式会社マクロミル（以下「当社」といいます。）は、当社が 2021 年 6 月 23 日に発行した株式会社マクロミル第 4 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP386303BM65）（以下「第 4 回無担保社債」といいます。）、2023 年 6 月 7 日に発行した株式会社マクロミル第 5 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP386303AP63）（以下「第 5 回無担保社債」といいます。）及び株式会社マクロミル第 6 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP386303BP62）（以下「第 6 回無担保社債」といいます。）、並びに 2024 年 7 月 4 日に発行した株式会社マクロミル第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）（ISIN コード：JP386303AQ70）（以下「第 7 回無担保社債」といいます。）及び株式会社マクロミル第 8 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）（ISIN コード：JP386303BQ79）（以下「第 8 回無担保社債」といいます。）（以下、総称して「本各社債」といいます。）に関して、会社法第 717 条の規定に基づき、それぞれ、下記のとおり社債権者集会（以下、総称して「本各社債権者集会」といいます。）を開催いたしますので、ご本人又は代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、事前に書面をもって議決権を行使することができます。

記

1. 本各社債権者集会の日時、場所、目的事項及び議案の内容

(1) 第4回無担保社債に係る社債権者集会

①日時 2025年7月31日(木曜日) 午前10時

②場所 東京都港区港南二丁目16番1号 品川イーストワンタワー
株式会社マクロミル本社 11階会議室

③目的事項

第4回無担保社債の社債要項の一部を変更する件

④議案の内容

第4回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2026年6月23日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年9月30日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2021年12月23日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各23日にその日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2021年12月23日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各23日にその日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025年6月24日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

(2) 第5回無担保社債に係る社債権者集会

①日時 2025年7月31日(木曜日) 午前11時30分

②場所 東京都港区港南二丁目16番1号 品川イーストワンタワー
株式会社マクロミル本社 11階会議室

③目的事項

第5回無担保社債の社債要項の一部を変更する件

④議案の内容

第5回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2026年6月5日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年9月30日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2023年12月7日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各7日にその日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2023年12月7日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各7日にその日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025年6月8日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

(3) 第6回無担保社債に係る社債権者集会

①日時 2025年7月31日(木曜日)午後1時

②場所 東京都港区港南二丁目16番1号 品川イーストワンタワー
株式会社マクロミル本社 11階会議室

③目的事項

第6回無担保社債の社債要項の一部を変更する件

④議案の内容

第6回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2028年6月7日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年9月30日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2023年12月7日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各7日にその日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2023年12月7日</u> を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各7日にその日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025年6月8日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

(4) 第7回無担保社債に係る社債権者集会

①日時 2025年7月31日(木曜日)午後2時30分

②場所 東京都港区港南二丁目16番1号 品川イーストワンタワー
株式会社マクロミル本社 11階会議室

③目的事項

第7回無担保社債の社債要項の一部を変更する件

④議案の内容

第7回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2027年7月2日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年9月30日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2025年1月4日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各4日にその日までの前半か年分を支払う。</u> (以下省略)	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2025年1月4日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各4日にその日までの前半か年分を支払うものとし、2025年7月5日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

(5) 第8回無担保社債に係る社債権者集会

①日時 2025年7月31日(木曜日)午後4時

②場所 東京都港区港南二丁目16番1号 品川イーストワンタワー
株式会社マクロミル本社 11階会議室

③目的事項

第8回無担保社債の社債要項の一部を変更する件

④議案の内容

第8回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

変更前	変更後
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2029年7月4日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年9月30日</u> (以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。 (以下省略)
9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2025年1月4日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各4日にその日までの前半か年分を支払う。</u> (以下省略)	9. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、 <u>2025年1月4日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各4日にその日までの前半か年分を支払うものとし、2025年7月5日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

2. 本各社債権者集会の議案の提案理由

2025年5月26日付で当社が公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、当社株式の併合を含む議案について、2025年5月26日開催の臨時株主総会に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されました。その結果、2025年6月17日をもって当社の普通株式は上場廃止となりました(以下「本非公開化」といいます。)

本各社債権者集会の議案は、当社の本非公開化に伴い、本各社債について現在の償還期限に先立って償還を実施すべく、社債権者様に対し、本各社債の社債要項の変更をお願いするものであります。

3. 補足事項

- ① 本各社債権者集会において議決権を行使される場合は、ご出席の如何にかかわらず、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）第 86 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、本各社債権者集会の開催日の 1 週間前（2025 年 7 月 23 日（水曜日）必着）までに、本各社債に係る 86 条証明書（振替法第 86 条第 3 項に基づき直近上位機関から交付を受けた同法第 68 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面）を当社にご提出いただく必要がございますので、同日までに下記の提出先に郵送にてご提出ください。なお、ご提出いただいた 86 条証明書は、当社において本各社債権者集会終了までの間、一時お預かりさせていただきます。86 条証明書の受領と引き換えに、当社より「預り証」を社債権者様に送付いたしますので、本各社債権者集会にご出席される場合には当該預り証の原本をご提示ください。
- ② 書面による議決権行使を行う場合は、2025 年 7 月 30 日（水曜日）午後 5 時（必着）までに議決権行使書面を当社にご提出いただく必要がございますので、上記行使期限までに下記の提出先に郵送にてご提出ください。
- ③ 書面による議決権行使を行う場合において、同一の社債権者様が同一の議案に対し重複して議決権を行使した場合において、それぞれの議決権の行使内容が異なる場合は、最後に下記の提出先に到達した議決権行使書面に係る議決権の行使を有効なものとして取扱います。但し、議決権の行使内容が異なる各議決権行使書面の到達の先後関係が不明の場合は、議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合として取扱います。
- ④ 議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合は、議案に賛成の意思表示があったものとして取扱います。
- ⑤ 議決権行使書面に記載されている議決権の額と本各社債権者集会の開催日の保有金額（86 条証明書の記載金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取扱います。
- ⑥ 本各社債権者集会に関する招集通知 兼 参考書類及び議決権行使書面につきましては、下記のお問合わせ先にお問合わせください。

（注） 本各社債に係る 86 条証明書及び議決権行使書面の提出先（郵送先）、並びに本各社債権者集会に関する各種お問合せ先

〒108-0075

東京都港区港南二丁目 16 番 1 号 品川イーストワンタワー11 階

株式会社マクロミル 社債権者集会担当 宛

（電話番号 03-6716-0706 E-Mail ir@macromill.com）